

様式3（行政手続法適用：個票番号3201）

不利益処分に係る処分基準

平成27年 1月30日作成

処 分 名	公民館の事業又は行為の停止
根 拠 法 令 名	社会教育法（昭和24年法律第207号）
根 拠 条 項	第40条第1項
根 拠 条 文	公民館が第23条の規定に違反する行為を行ったときは、市町村の設置する公民館にあつては市町村の教育委員会、法人の設置する公民館にあつては都道府県の教育委員会は、その事業又は行為の停止を命ずることができる。
処 分 基 準 の 内 容	<p>法令で定める基準のとおり</p> <p>公民館の設置及び運営に関する基準（平成15年6月6日 文部科学省告示第112号）</p> <p>社会教育法第23条の2第1項の規定により、文部科学大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。</p>
所 管 部 署	教育委員会生涯学習課生涯学習係
備 考	